

論 文

# 北京警務学堂派遣の旗人留学生

張 潔

太原科技大学外国語学院講師

Bannermen International Students Dispatched by the Beijing Police Academy

ZHANG Jie

**Abstract:** After the second half of the 19th century, the Japanese strongly impacted the Chinese police system. Both Japanese instructors and Chinese students studying in Japan participated in the training of Chinese police officers. At that time, Kawashima Naniwa became the Beijing Police Academy supervisor. Based on suggestions given by Kawashima, the government of the Ch'ing Dynasty selected bannermen students from the Beijing Police Academy and sent them to Japan as police international students to prop up political stability and develop their careers as senior police. To suppress their mental development, the Japanese even set up private schools and designed three-year special courses for the students.

**Keywords:** the Beijing Police Academy; Kawashima Naniwa; bannermen international students

## はじめに

義和団事件をへて、清朝は各地の総督・巡撫に宛て改革案を募集する詔を發した。いわゆる光緒新政(1901年)である。これに応じて湖広総督張之洞・兩江總督劉坤一が「江楚会奏三摺」を上奏し、いくつかの改革案を朝廷に提出した。この改革は、上からの全面的な近代化運動である。その中で、教育改革はいち早く取り組みが始まり、本格的に伝統的な政治や社会の原理を支えてきた科挙を廃止した。そこで学問による立身出世の道は近代教育に一本化されたのである。

そして20世紀初期には、清朝の国家建設とともに、次第に「中国」を想定した国家像と地域を超えた「中国人」としての意識も育まれはじめた。同時に国民国家が形成されつつあった<sup>1</sup>。国民国家には国家統合のためのさまざまな装置が必要である。それは議会、政府、警察、等々といった支配・抑圧装

置から家族、学校、等々といったイデオロギー装置までを含んでいる<sup>2</sup>。国民国家の装置として軍事制度の改革と警察制度の導入は光緒新政よりもたらされた。

警察とは、新政の一環として国民生活の安全および社会秩序の維持を確保することを目的とする行政の手段である。東アジア地域においては警察が制度化されたのは、19世紀後半以降のことである。清朝では義和団事件後、北京において初めて警務学堂を設立し、その卒業者による新警察を組織したのである。こうして清末期に近代的意味での警察機構が成立した<sup>3</sup>。

またこの時期の清朝は、日本をモデルとして、日本の摂取した西洋知識を学び取ろうとした。結果として、20世紀初期には、多くの中国人留学生が日本で様々な学問や技術を学ぶことになった<sup>4</sup>。中国の警察制度は日本からの影響が強く、警察官の育成も日本人教習と留日学生が参与していたのである。

当時の警察留学生は多く貴胄<sup>5</sup>（旗人）であったので、まず清末の中国人貴胄留学生に関しての先行研究から見ていく。舒新城の『近代中国留学史』<sup>6</sup>の中に「貴胄留学」という項目があり、いくつか重要な事実と政策の内容を考察している。ところが「1902年宗人府は宗室<sup>7</sup>子弟の留学を派遣した」<sup>8</sup>という一行があるのみで、1902年の宗室子弟の留学に関する派遣実態は考察されていないのである。

もう一つの側面である中国の近代警察に関する先行研究を検討してみる。王家儉の『清末民初我国警察制度現代化的歷程1901-1928』<sup>9</sup>と、韓延龍・蘇亦工の『中国近代警察史』<sup>10</sup>は総論的な研究で、制度史・政策史に偏った研究である。韓延龍・蘇亦工は清末の創立期から民国期の発展期を経て南京国民政府の建設期まで幅広い年代の警察制度を中心に研究していた。近代警察制度の設立の原因について、李寧の「略論促成清政府建立近代警察制度的主要原因」<sup>11</sup>と丁芮の「清末北京警察的設立和成效分析」<sup>12</sup>がある。警察教育史から見ると、弘谷多喜夫の「北京警務学堂と川島浪速」<sup>13</sup>、中見立夫の「川島浪速と北京警務学堂・高等巡警学堂」<sup>14</sup>、黄晋詳「清末警察教育述論」と肖朗・施崢「日本教習与京師警務学堂」<sup>15</sup>などいくつか見られる。肖朗と施崢は中国第一歴史檔案館の巡警部の史料を中心に、北京警務学堂の警察教育は専門学校のような教育を通して、中下級の警察官吏を育成したことを明らかにした。北京警務学堂の学生は短期的な速成教育を受けた後、末端の警政仕事に従事し、清末期に警政の方針と政策を立てることへの影響には限りがあった。高

級警察を育成するために、川島浪速<sup>16</sup>が北京警務学堂の監督として雇用された契約には、「清国政府より川島氏に委託して留学生を日本に派遣し、警察を学ばしむること」<sup>17</sup>という条件があったが、その警察留学生についての研究は皆無といっても過言ではない。

満洲支配者は1902年から1904年にかけて外務部、管学大臣、宗人府<sup>18</sup>の諸系統から「貴胄学生」「宗室子弟」の遊学に関する規定が相次ぎ、また「貴胄学生・官派学生・遊学（私費）学生」という順位も規定されていた<sup>19</sup>。その上、満洲支配者は体制維持のため、「貴胄学生」は士官・警察留学の占める割合が高かった。本稿は、宗室子弟として警察留学生の来日の背景、日本における彼らの状況を考察したい。

## 1 警察制度の設立と北京警務学堂

警察制度の設立は国家の安定と繁栄・発展を保証する上できわめて重要で深遠な意義をもつものである。19世紀後半以後の治安悪化のため、新たな治安・規律維持組織として巡警が創設された<sup>20</sup>。また、清代の軍事組織緑営は問題があったので、「裁緑営」すなわち「緑営の削減」という改革が目ざされ、緑営のかわりに、輯捕勇営と警察の設立が行われた<sup>21</sup>。警察としては、旧制度によれば緑営に属する武官、即ち都司、守備、千総、把総および兵あるいは兵営に属する翼尉以下兵軍校、技勇兵などであった<sup>22</sup>。三つ目に、司法の改革が警察の改革を積極的に促進したことがあげられる。清朝では、19世紀から近代法典整備の動きがあって、日本の刑法を参考として刑法典の編纂が始められた。また、警察の改革によって司法の発展を促した<sup>23</sup>。四つ目に、大清帝国の支配は「[マンジュ（満洲）人による支配]という大原則のもと、一定の制約を条件として多様なものを多様なままに共存させるしくみ」である<sup>24</sup>。このように、満洲人・旗人を根幹とする帝国支配体制が形成された。しかし、清朝の衰退とともに、旗人の騎馬民族の時代がすでに終わって彼らの生計問題が生じてきた。そのため、旗人を警察として再教育するという救済策がとられた。そこで「旗兵」から「警兵」へと変わり、さらに初期の警務学生は左右翼警務公所からただ八旗人のみの志願者に制限されていた<sup>25</sup>。

日本側が清朝の警察創始に参加した主な原因は二つある。一つ目は「支那の保全を完ふし」、二つ目は「日清両国の交情連鎖ともなるべく将来東方大局の為に大利益」ということである<sup>26</sup>。なお日本政府の代表者として川島浪速は

「上慶親王書」のなかで、興亜思想に傾倒し、「東亜維持の論と中東連絡の計」という目的で清朝の警察創設に参加したと述べていた<sup>27</sup>。

川島浪速は、日清戦争勃発後陸軍通訳官として従軍し、中国大陸から台湾に転戦した。義和団事件では再び陸軍通訳官として派遣軍に加わり、のちには軍政事務官を兼任した。1901年3月に日本の陸軍は占領区域内で「警務練習所（今の警察学堂）を創設し」、「4月より開校授業を始め、生徒は総て歩軍統領衙門の部下旗官旗兵より募集致し」た<sup>28</sup>。歩軍統領衙門とは「支那旧来の北京警察衙門とも称すべき職掌を有し兵と称する各兵種の人員約二万を北京城の内外に配置し」た機構である。もともとは緝捕盜賊を行う者にして、「二百年來弊害纏綿却て良民の累と為す機関とな」った<sup>29</sup>。

6月末日を期に占領区域の民政を清朝政府に返還し、清朝講和大臣は山口第五師団長に「地面の整理」のため、事務官長川島浪速を借用することを懇請した<sup>30</sup>。8月に日本の軍隊が北京から撤退したとき、ロシアの原因で小村公使は日本の北京における警察権を清朝に引き渡すとともに、警務学堂を設立し、その監督を川島浪速に委任する条約を結んでいた<sup>31</sup>。この後、川島はおおよそ日本の警視庁の組織に則って、歩軍統領衙門（北京警察衙門）の名前を「警務処」と変え、制度規則を創立し、事務の分界・処務の規定などの章程を設立した<sup>32</sup>。こうして北京の近代的警察制度の基礎を築いたといえる。

連合軍が北京から撤退した後、川島が「単に警察教育を引受くるのみにて」、「支那政府と契約を取結び、日本が経営せし警務練習所を其儘支那政府に引続き、警務学堂と改称し、川島氏は学堂監督として一切経営の全権を託せられた」のであった<sup>33</sup>。

なお川島浪速は北京で肅親王善耆と親しくなり、さらに義兄弟の契りを結んでいた<sup>34</sup>。肅親王善耆は太宗の長子武肅親王豪格（第一世）の第十世にあたり、建国の際の元勳の八家の随一として、家格はきわめて高かった。また1902年、善耆は工巡局管理事務大臣となり、中国へ日本式警察制度を導入し、首都北京の治安維持に功績をあげた<sup>35</sup>。こうして川島浪速と警務に関する仕事の関係で親しくなったと思われる。肅親王との義兄弟関係あるいは慶親王への上書（後述）から見ると、川島浪速は北京で積極的に清朝の宗室と連絡して警務に取り組んでいたことがわかる。

1902年川島浪速が提出した「上慶親王書」とは、警察制度改革に関する建議書である。この建議書は近代中国の警察制度の成立に深い影響を与えたと

もいわれる<sup>36</sup>。創立期の北京警務学堂の学生は約300人で、コースは「初等科」・「中等科」・「高等科」・「研究科」・「消防科」に分かれた。速成方式で警察教育を実施し、一日も早く北京に新警察を配置するための人員を育成することをめざしていた<sup>37</sup>。

なかでも「初等科」は四ヶ月で巡捕を養成し、そのなかから優秀なものを選んで「中等科」に進学させ、二ヶ月の教習を受けて巡捕長とし、さらにそのなかから最も優秀なものを選抜して四ヶ月の「高等科」の教習を受けて警巡に任用するという教育法である<sup>38</sup>。「研究科」は工巡局委員及び高等科の者（或いは同等の学力を有する現職警巡）を試験で採用し、或る科目を研究させるのである。「消防科」は現職警巡以上より募集し、消防学及び操科を備えていた。普段は軍隊の補助として実力を有する者たちである<sup>39</sup>。

当時の『朝日新聞』では、「北京警務学堂は我邦が北清事件の際民政に成功したる唯一の記念物にして、其の発達の如何は我邦の威信勢力に関すること少々ならず候」と高く評価していた<sup>40</sup>。同年の『教育時論』の「対清教育政策（其一）」中に、「東亜の先覚者たり、先進国たる我日本が、後進生たり、後進国たる彼清朝を誘導啓発し、彼四億万の生霊をして、世界共通の文明に沐浴せしめ、天興無霊の富源を開拓せしめ、以て国家を富強の域に進め、民人を幸福の境に導くこと、我国家当然の天職にして」<sup>41</sup>とあり、類似の観点を持っていたことが窺える。これは近代日本に現われた、アジアは文化的、政治的に一つであるという「アジア主義」という思想の影響であろう。

しかも当時「袁直隸総督（筆者記：袁世凱）も警務学堂の成績を見て、保定府に同じく警務学堂を設立致し、其他にも我邦人を聘して警務を練習せしむる模様有之候間、将来此の傾向二一行省に波及するに至」ることになる<sup>42</sup>。こうして、湖南、武昌、南京、江寧、山東、山西、上海などは日本人顧問あるいは教習を任用し、警務留学生も派遣していた。1904年になると、清朝政府は巡警部を設けて全国警察事務を統轄し、翌年官制改革よりこの部を民政部と改めたのである。

このように、北京警務学堂で中下級の警察官吏を育成したが、高級警政人材養成のために日本留学の派遣が始まったのである。

## 2 旗人留日学生の派遣

高級警政人材養成のため北京警務学堂から、「旗官学出身にして秀才・举

人・筆帖式員外郎等の学位及官位を有する英才27名を選抜し」、契約に基づいて彼らを日本へ派遣した<sup>43</sup>。『清国留学生会館第一次報告』(1902年1月-8月)によると、27名の警務留学生の年齢・出身・北京官費生の身分が明らかになる(【表1】参照)。

【表1】のなかの「資格」という一列は彼らが科挙試験で得られた資格あるいは学位である。童試を受ける者は、その年齢にかかわらず、一律に童生と呼ばれた。童試は三年に一回、順に県試・府試・院試の三つの試験を受ける。この院試に受かったものは生員となる。府・州・県から俸給と米を支給されていた生員は廩生である。さらに、科挙の本試験は、郷試、会試、殿試の三段階に分かれ、郷試を通過すれば挙人の資格を与えられる<sup>44</sup>。このように、27名警察留学生の順は学歴次第である。

【表1】1901年の27名警察留学生

氏名	年齢	出身	資格	進学	履歴
長福	31	宗室正紅	工部員外郎記名外務部章京	×	資政院議員、外交部、駐横浜総領事；1923年関東大震災被災死。
忠芳	28	正黄滿洲	文舉人吏科筆帖式		舉人、帰国後八旗高等学堂監学官、八旗学務処提調、奉天警務学堂総教習、巡警道、署理僉事、高等警務学堂総辦、全省警務所々長など歴任、民国成立後興京懷安県各署理知事。
連印	33	正白漢軍	文舉人戸科筆帖式	×	
鐘音	31	正黄漢軍	文舉人戸科筆帖式		
桂齡	31	鑲紅蒙古	文舉人吏部學習筆帖式	×	1910年湖南巡警道
全興	31	鑲黄滿州	拔貢工科筆帖		民政部員外郎、湖北巡警道、署塩法道。
玉慶	37	正藍漢軍	拔貢候選教諭式	×	京師警察庁総務処処長。
長敏	32	正紅漢軍	監生		
崇岱	25	正黄蒙古	廩生		
彦惠	27	正黄滿州	廩生吏部學習筆帖式	×	教育部、京師学務局局長。
春壽	29	鑲紅滿州	廩生		前清中北京外城巡警総庁総務処僉事、民国成立後警察隊消防督察長。
文英	26	鑲黄滿州	文生員		
崑山	26	正白漢軍	文生員		
世昌	26	鑲白滿州	文生員		
興貴	22	鑲紅滿州	文生員		
徳銓	24	鑲紅滿州	文生員		日本語に精通、1905年1月奉天法政学堂教習、1909年警務局科員、1912年警務局総辦。

氏名	年齢	出身	資格	進学	履歴
延齡	32	鑲紅滿州	文生員	×	前清中民政部承政庁員外郎、民国成立後内務部警政司第五科僉事、禁煙督察処審査員など。
玉権	28	鑲紅滿州	文生員		
立佩	29	鑲紅滿州	文生員		
全順	26	鑲紅滿州	文生員		
世楽	24	鑲紅滿州	監生		
延鴻	23	鑲紅滿州	文生員		民政部左参議、民政部右丞、憲政編查館統計局正科員。
裕振	24	鑲紅滿州	文生員候選筆帖式		
聯成	34	正黃滿州	候補筆帖式		
宜桂	23	正黃漢軍	同文館学生		1903年「拒俄義勇隊」の学生軍に参加。
柯興昌	24	鑲藍漢軍	童生		
劉景沂	29	直隸豊潤			上海の初めの警察学校を創設。

出典：『清国留学生会館第一次報告』、『清国留学生会館第四次報告』、『弘（筆者注：宏）文学院の概況』（『国土』に見える亦楽書院・弘文学院に関する記事』講道館所蔵）、『中国人名資料事典②最新支那官紳録』、『中国人名資料事典④現代支那人名鑑』、『癸卯留日学生軍姓名補述』（『革命逸史』第5集）、『汪榮宝交遊簡録』（『汪榮宝日記』、鳳凰出版社、2014年）より作成。

27名警務学生の内訳は、26名の旗人と1名の漢人（劉景沂）である。旗人（満洲人を中心として）は八旗制<sup>45</sup>に属する満洲人・蒙古人・漢人で、当時の特権階級として清の支配階層を構成したのである。八旗とは軍事を第一義としつつも、全体の統治を担う身分集団であった。八旗制はその支配集団の組織形態であったといえよう<sup>46</sup>。17世紀から建州女真出身のヌルハチ（太祖）は、現在でいえば中国の吉林省・遼寧省のあたりから興起し、征服活動を展開していた。彼は満洲族を統一し、後金を建国した。子のホンタイジ（太宗）が1636年に国号を清とした。吉澤誠一郎によれば、「満洲」とは「明朝の東北方面にいた女真（ジュセン）の人々の一部が強大化して清朝の基をつくったときの集団の自称であり、「もちろん、皇帝・皇族も満洲の出自である」。官僚制においても、特に北京の高級官僚は満洲出身の者が優先的に選ばれるようになってい<sup>47</sup>。

学堂は体格・人品・学力などを試験して合格した者を入学させた。しかし、入学者の数を充たすのは非常に困難であった。なぜならば、一つはその対象が旗人のみで、漢人を採用しなかったからである。もう一つは風気未だ開けず、警察を賤業として応募する者が少なかったのである<sup>48</sup>。創設期においては学堂の学生は旗人だけであった。このように、清末北京の警察は旗人によ

って編成されていた<sup>49</sup>。

さらに1902年の「外務部奏議復派赴出洋遊学辦法章程摺」<sup>50</sup>のなかで提起された「貴胄学生」も貴族・王公の子弟であり、主に旗人であった。彼らは主に警察、軍事、法政を専門として留学していた（【表2】参照）。これは清朝政府が封建統治を維持するため、旗人留学生を警察と軍事という国家権力組織に集中させていたからであった。

【表2】1905年旗籍留日学生各学校の人数

第三高等学校	警視庁	振武学校	弘（宏）文学院	法政大学
3	8	12	4	3

出典：「在本邦清韓両国留学生員数表」レファレンスコード B12081640100（5頁）  
（アジア歴史資料センター、外務省外交資料館）より作成。

1902年2月21日の『順天時報』<sup>51</sup>に、北京警察学校監督川島浪速の上書「警務学堂監督川島浪速謹稟」が載せられていた<sup>52</sup>。上書の中に警察留学生在が日本に到着した後の状況を次のように詳しく記録していた。

1901年10月30日、警察留学生たちは川島浪速らとともに北京から出発し、翌月13日に東京に到着した。外務省の史料によれば、同月18日駐日公使李盛鐸はこの27名の警務学生の教育を外務大臣小村寿太郎に依頼し<sup>53</sup>、小村は高等師範学校長の嘉納治五郎にこれを一任した。小村寿太郎は義和団事件講和会議に全権となったのち、1901年9月に外相に就任していた。小村寿太郎からの願いだとすれば、今回の警察留学生教育は外交戦略・権益拡大に関わる意味合いを帯びていたと推測される<sup>54</sup>。

本来警察留学生は、日本警視庁所属の警察監督学堂に入学すべきであった。ところが、警察監督学堂は警察事務に精通する官吏のために設立したところで、初心者の手には負えないと考えられたのである<sup>55</sup>。また留学生たちが日本語を分からない状況であったため、彼らのために三年間の課程を設置した。一年目は、宏文学院で日本語及び普通教育を教授し、その後各警察分署あるいは本署で警察業務と制度規則に通達する警務官を育成するという教育計画であった<sup>56</sup>。

### 3 嘉納治五郎と宏文学院

宏文学院は嘉納治五郎<sup>57</sup>によって設立された。1896年当時外務大臣と文部



大臣を兼任していた西園寺公望の依頼で、嘉納治五郎は清朝から13名<sup>58</sup>の留学生を受入れたのである。これが清朝からの留学生のはじまりである。初めは名前もなく塾同然であったが、1899年10月に「亦楽書院」と命名され、1902年に学校の名称は宏文学院に改められた。

宏文学院の設立主旨は、留学生のために中等普通教育を実施し、日本の高等教育機関への進学に努めることである<sup>59</sup>。「弘（筆者注：宏）文学院の概況」によると、宏文学院は「清国人ニ日本語及普通教育ヲ授クルヲ以テ、正科ト為スト雖モ、又清国人ニ専門ノ学科ヲ授ケ」る課程を設けた。そして、学生を学内の学寮に寄宿させて「同学院教育ノ趣旨ニ基キテ、之ヲ監督薫陶シ、又特ニ通学ヲ許スコト」を規定していた。修業年限は原則として三年であり、9月11日より学年が開始した<sup>60</sup>。

学科課程をみると、授業数は一学年およそ43週間であり、毎週33時間となっていた。第一学年においては、修身、日本語、地理、歴史、算術、理科、体操の7教科であった。第二学年においては、第一学年7教科の他に、幾何、代数、理科、図画、英語（随意科）を増加し、第三学年は二部に分けられていた。第一部には、修身、日本語、三角術、歴史及び世界大勢、動物、植物、英語、体操の8教科で、第二部には、修身、日本語、幾何、代数、三角、理科、動物、植物、図画、英語、体操の11教科となっていた<sup>61</sup>。宏文学院の学年、課程及び学級編制は、原則として普通科及び速成科に分ち、学級編制は留学生の出身地方を基調とした。そこで地名が班名であった。各省から監督がついて、団体で多数の留学生を送って来たので、各班授業時間表は頗る複雑を極めたのである<sup>62</sup>。以上のように、宏文学院の教科目を見ると、極めて近代的な教科が設定されていた。警察留学生たちは一年間で、宏文学院で近代的な教育を受けたと思われる。

1906年10月末の「宏文学院一覽」によれば、それまでの卒業者は1959人、当時の在学者は1615人であった。宏文学院は閉校まで清朝留学生約8000人が入学し、「留学生教育の大本山」とも言われた<sup>63</sup>。「弘（筆者注：宏）文学院の概況」のなかで「清国目下の大勢を察し、便宜特殊の別科学級を編制して、之が授業を為し居れり」というように、警務官の養成を目的とする学級が成立された<sup>64</sup>。

そして、警察留学生の「品行修ラス学業荒ミテ、西人民主ノ論共和ノ議ヲ倡ヘノ如キ、弊アランコトヲ慮」るので、彼らのために東京小石川区に校舎

を増設した<sup>65</sup>。また、「宏文学院校地校舎」（【表3】参照）をみると、宏文学院江戸川外塾（1901年10月-1904年12月）の所在地は前述の小石川区江戸川町である。なお宏文学院江戸川外塾の開校・閉校の年月は旗人留学生たちの留学期間とほぼ一致するので、江戸川外塾は彼らの専用校舎であったと思われる。このような専用校舎で、彼らの思想面での展開を抑えようとしていた。

【表3】宏文学院校舎の沿革

年	沿革
1902年	開校
1903年	大塚校舎を新設
1904年	麴町校舎、真島校舎、猿楽町校舎、巣鴨校舎を新設
1905年	「清国留学生取締規制」事件で、麴町・真島・猿楽町の各校舎を閉鎖
1906年	白銀分校を新設
1909年	閉校

出典：講道館柔道資料館・図書館所蔵宏文学院関係文書より作成。

そして、高等師範学堂の教師は日本語と普通学を担当し、陸軍の武員は練隊歩法を教授し、警視庁の特派警務官は警務の大要を務めたのである。佐藤長太郎と小平総治（【表4】参照）を監査（寝食と一緒に）・通訳として、小石川区警察署長が監督として依頼された。警察留学生の授業科目を担当する教職員は、史料の制約もあり、ここで示す2名（【表5】参照）の情報しかない。

【表4】警察留学生の通訳

氏名	月俸	職名	司掌	日本における官職	入職年月
佐藤長太郎	金60	清国派遣警務留学生監			1901. 8
小平総治	銀140	教習兼副提調	教授兼文書及庶務管理	陸軍通訳	1901. 11

出典：弘谷多喜夫「北京警務学堂と川島浪速」（『国立教育研究所紀要』第115集、1988年、97頁）より作成。

【表5】警察留学生の教師

時限	科目	氏名	在職期間
午前11時 - 12時	西洋史	野田五郎助	35.7-36.3
午後2時 - 3時	体操	今村与八郎	35.7-37.7

出典：『中国人留学生教育宏文学院沿革』（老松、講道館所蔵、明治36年1月）；蔭山雅博「宏文学院教職員一覧」（「宏文学院における中国人留学生教育」『日本の教育史学』第23集、1980年）より作成。

1903年2月から「北京速成警務班ハ警視庁ニテ授業」を受けていた。同年3月に「警視庁ニ於テ速成警察科ヲ講習シタル北京学生六名ニ講習証書を交付」し、6月に「北京警務学生廿一名ノ卒業式ヲ行フ、汪総監督等臨席シ、式後学生ノ柔道試合ヲ見」た<sup>66</sup>。1904年9月8日に「警視庁に於て警察制度履修中なりし清朝留学生20名は今回其業を了へ」<sup>67</sup>帰国したのである。

すなわち、27名警察留学生の中の6名は、途中で講習証書を持って帰国した。彼らは卒業しなかったと思われる。残りの21名は宏文学院から卒業した後、警視庁で約一年間警察制度を履修していた。しかし、卒業生のなかに宜桂の名前がないので、彼は警視庁の履修中に退学したと推測される。

## おわりに

以上のように、中国では清末期に近代的意味での警察機構が成立した。日本人教習と留日学生の参与で近代中国の警察制度は日本からの影響が大であった。川島浪速の建議で、清国政府は政権維持と高級警政人材養成のため、北京警務学堂から旗人を選抜し、警察留学生として派遣した。日本で彼らの思想面での展開を抑えるために、専用校舎さえ設置していた。そして、彼らのために三年間の課程を設置した。警察留学生たちは一年間で、宏文学院で近代的な教育を受けた。その後各警察分署あるいは本署で警察業務と制度規則を勉強した。

付記：本論文は未公開の博士論文の一部を修正したものである。

## 注

<sup>1</sup> 川島真『近代国家への模索：1894～1925』（岩波新書、2010年）、62頁。

<sup>2</sup> 西川長夫・松宮秀治『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』（新曜社、1995年）、6頁。

<sup>3</sup> 中見立夫「川島浪速と北京警務学堂・高等巡警学堂」（『近きに在りて』第39号、2001年8月）。

<sup>4</sup> 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『20世紀中国史二 - 近代性の構造』（東京大学出版会、2009年）、5頁。

<sup>5</sup> 「貴胄」とは王公の子弟であり、当時の特殊な階級である。

<sup>6</sup> （上海中華書局、1927年）（上海世紀出版社、2011年）。

<sup>7</sup> 清朝ではヌルハチの祖父以上の家系のものは「覺羅（ギョロ）」とし、ヌルハチの父

顯祖以下の子孫は「宗室」とされた。

<sup>8</sup> 舒新城『近代中国留学史』（上海中華書局、1927年）、126頁。

<sup>9</sup> 台湾商務印書館、1984年。

<sup>10</sup> 社会科学文献出版社、2000年。

<sup>11</sup> 『河北法学』第1号、2004年1月。

<sup>12</sup> 『貴州文史叢刊』第1号、2013年2月。

<sup>13</sup> 『国立教育研究所紀要』第115集、1988年。

<sup>14</sup> 前掲中見立夫「川島浪速と北京警務学堂・高等巡警学堂」。

<sup>15</sup> 『近代史研究』第5号、2004年。

<sup>16</sup> 川島浪速は長野県松本市に生まれて、1881年頃にすでに興亜会の興亜主義に浸染したので、翌年東京外国語学校に入学し中国語を学んだ。1911年の辛亥革命に際しては宣統帝退位に反対する強硬論を唱えた。1912年2月2日、川島浪速の満蒙独立の計画に応じ、北京を脱して旅順に赴いた。同5年、川島は親王の第七子憲奎王を擁して再び満蒙独立を策したが、袁世凱の急死で頓挫した。

<sup>17</sup> 「北京警務学堂の由来及状況（二）」『朝日新聞』1902年8月23日。

<sup>18</sup> 満洲宗室つまり皇室一族の特権的待遇や調整・管理などを司る官庁。

<sup>19</sup> 「外務部 奏議復派赴出洋遊学辦法章程折」（1902年12月27日）（陳学詢・田正平『中国近代教育史資料彙編・留学教育』上海教育出版社、2007年、16頁）。

<sup>20</sup> 巡警は、街路を中心に治安、規律、風俗を取り締まった（川島真『近代国家への模索』岩波新書、2010年、73頁）。

<sup>21</sup> 三十年来以裁汰緑營為言者、不止数百人、自光緒11年奉懿旨令裁汰緑營、光緒22年又奉上諭裁汰緑營。酌設輯捕勇營、派赴外府、扼要分防、並設警察之勇、帰州県調度。（張之洞・劉坤一『近代中国史料叢刊統編第48輯江楚会奏变法三摺』文海出版社、1977年、100頁・106頁）。

<sup>22</sup> 吉澤誠一郎『北京誌』（近代中国都市案内集成第13巻）、（ゆまに書房、2012年）、356頁。（博文館、明治41年刊の複製、329頁）。

<sup>23</sup> 欲清訟源、非切実举行警察不可。警察行之如善、不特除奸禁暴、可以消患未萌、抑且平日之良莠若何、行踪若何、莫不周之。原奏謂外国警察之法最密、故証据多、誠非虚語、然必須実力奉行、方不至外貌徒襲。相応旨諄飭下各省督撫、嚴飭所屬認真弁理警察、以期漸推漸広、庶于地方大有裨益、而訟獄亦可日見希少矣。（李貴連『沈家本年譜長編』山東人民出版社、2010年）、122頁。

<sup>24</sup> 杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』、名古屋大学出版社、2015年、419頁。

<sup>25</sup> 前掲中見立夫「川島浪速と北京警務学堂・高等巡警学堂」。

<sup>26</sup> 「北京警務学堂の由来及状況（一）」『朝日新聞』1902年8月22日。

<sup>27</sup> 陳立中『警察行政法』（裕文企業有限公司法、中華民國27〔1938〕年）、924頁より転載。

<sup>28</sup> 前掲「北京警務学堂の由来及状況（一）」。

<sup>29</sup> 同前。

<sup>30</sup> 同前。

<sup>31</sup> 「北京警務学堂の規模」『読売新聞』1901年12月24日。

<sup>32</sup> 前掲「北京警務学堂の由来及状況（一）」。

<sup>33</sup> 前掲「北京警務学堂の由来及状況（二）」。

<sup>34</sup> 肃親王の第14王女川島芳子は川島浪速の養女である。

<sup>35</sup> 肃親王善著『日本大百科全書（ニッポニカ）』（<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000112564>最終閲覧日2021年8月31日）。

<sup>36</sup> 包明芳『現代警察』第2巻第1期1934年8月10日（前掲肖朗・施崢「日本教習と京師警務学堂」より転載）。

<sup>37</sup> 前掲吉澤誠一郎『北京誌』、356頁。

<sup>38</sup> 「上慶親王書」光緒28年（前掲陳立中『警察行政法』、924頁より転載）。

<sup>39</sup> 前掲吉澤誠一郎『北京誌』、357頁。

<sup>40</sup> 「北京警務学堂の由来及状況（三）」『朝日新聞』1902年8月25日。

<sup>41</sup> 「対清教育政策（其一）」『教育時論』、第607号、明治35年。

<sup>42</sup> 前掲「北京警務学堂の由来及状況（一）」。

<sup>43</sup> 前掲「北京警務学堂の由来及状況（二）」。

<sup>44</sup> 科挙『日本大百科全書（ニッポニカ）』（<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000043768>最終閲覧日2021年8月31日）。

<sup>45</sup> 八旗制は清一代の軍制と国初の国制であり、八旗は正・鑲の黄、白、紅、藍の四色旗によって呼号される合計八種の軍団の旗印をさす。このうち皇帝が直率する鑲黄・正黄・正白の三旗を上三旗といい、他の五旗は一族諸王が率いた。また、満州旗だけではなく蒙古旗・漢軍旗も設けられている（前掲杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』、6頁）。

<sup>46</sup> 前掲杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』、419頁。

<sup>47</sup> 吉澤誠一郎『愛国主義の創成：ナショナリズムから近代中国をみる』（岩波書店、2003年）、9・10頁。

<sup>48</sup> 前掲吉澤誠一郎『北京誌』、356・357頁。

<sup>49</sup> 前掲中見立夫「川島浪速と北京警務学堂・高等巡警学堂」。

<sup>50</sup> 前掲陳学詢・田正平『中国近代教育史資料彙編・留学教育』、16頁。

<sup>51</sup> 1901年北京で中島真雄が個人経営で創刊した中国文の新聞である。その後、日本公使館が引継ぎ、日本外務省の資金援助を受け、中国での機関報となる（夏征農・陳至立『大辞海中国近現代史巻』、上海辞書出版社、2013年、90頁）。

<sup>52</sup> 『順天時報』1902年2月21日（「在本邦清国留学生ニ関スル順天時報及漢口日報記事」レファレンスコード B12081626100（13頁）、アジア歴史資料センター、外務省外交資料館）。

<sup>53</sup> 「在本邦清国留学生関係雑纂-陸海軍外之部」レファレンスコード B12081623300 (100頁) と B12081623400 (1頁)、アジア歴史資料センター、外務省外交資料館。

<sup>54</sup> 平田諭治「嘉納治五郎の留学生教育を再考する-近代日中関係史のなかの教育・他者・逆説-」(『教育学論集』第9集、2013年2月)。

<sup>55</sup> 前掲「警務学堂監督川島浪速謹稟」『順天時報』1902年2月21日。

<sup>56</sup> 同前。

<sup>57</sup> 嘉納治五郎は東京大学文学部政治学科および理財学科を卒業した。その後、第五高等中学校校長、第一高等中学校校長、文部省普通学務局長、東京高等師範学校校長などを歴任した。彼は柔術諸流を集大成して近代柔道を創始し、教育者としても柔道家としても有名であった。

<sup>58</sup> 唐寶鏐・朱忠光・胡宗瀛・戢翼翬・呂烈煌・呂烈輝・馮閻謨・金維新・劉麟・韓壽南・李清澄・王某・趙某。

<sup>59</sup> 『宏文学院章程』第1章。「清国学生ノ為ニ日語及ビ普通教育ヲ教授シ、設クルニ以テ培養センコトヲ期ス日後亦有スルニ課程ヲ添設シ、或イハ清国学生ノ為ニ専門学科ヲ教授シ或イハ日本学生ノ為ニ清国語言ヲ教授ス」(講道館柔道資料館・図書館所蔵宏文学院関係文書、以下「講道館所蔵」という)。

<sup>60</sup> 『国土』第5巻44号、1902年5月10日(『「国土」に見える亦楽書院・弘文学院に関する記事』講道館所蔵)。

<sup>61</sup> 同前。

<sup>62</sup> 横山健堂『嘉納先生伝』(講道館、1941年)、178頁。

<sup>63</sup> 「宏文学院一覧」1906年10月末、講道館所蔵。

<sup>64</sup> 前掲『国土』第5巻44号、1902年5月10日。

<sup>65</sup> 明治35年3月27日「在本邦清国留学生ニ関スル順天時報及漢口日報記事」レファレンスコード B12081626100 (2頁) アジア歴史資料センター、外務省外交資料館)。

<sup>66</sup> 老松信一写『中国人留学生教育宏文学院沿革』(1896年4月~1906年10月、講道館所蔵)。

<sup>67</sup> 「清国留学生の帰国」『読売新聞』1904年9月9日。